＜市町村担当者各位＞　　平成30年８月吉日

平成30年11月20日（火）

司法書士・税理士による
「相続・贈与・成年後見ﾜﾝｽﾄｯﾌﾟ無料相談会」を開催します

長野県司法書士会会長　室賀真喜男
関東信越税理士会長野県支部連合会　会長　風間孝三
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートながの支部
支部長　髙野哲浩

長野県司法書士会、関東信越税理士会長野県支部連合会及び公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートながの支部は、下記要領にて「相続・贈与・成年後見ワンストップ無料相談会」を開催します。

◆日　時：平成30年11月20日(火)　午後１時30分から午後４時30分（最終受付４時）
◆場　所：長野市生涯学習センター　第１学習室（ＴＯｉＧＯ　ＷＥＳＴ　３Ｆ）
◆相談料：無料
◆予　約：不要（先着順にお受けします）
◆相談例：生前に土地を贈与したいが、税金が心配
相続税をどれくらい納めることになるか知りたい
子供達が家を相続したくないと言っている
遺言について知りたい
相続人の中に行方不明の人がいるが、遺産分割協議をする方法は？
認知症になったときに相談できる人がいないので心配
◆問合先：長野県司法書士会長野支部　支部長　佐藤利一（TEL：026-227-3688）
関東信越税理士会長野支部　事務局　（TEL：026-228-6443）

平成27年１月１日の改正相続税法施行により、相続税の基礎控除額が大幅に引き下げられ、長野県内でも相続税納付対象者が増加しています。

また、近年、空き家、所有者不明の土地が増えて全国の自治体を悩ませていますが、この問題の多くが相続登記の未了に端を発しています。自分が亡くなった後の不動産をどのようにすべきかについて、これまで以上に考えていく必要があります。

さらに、少子高齢化や核家族化の進行により、これまで家族が担うのが当然という雰囲気であった老後や介護については、自分自身で何とかしなければならないと考える人が増えてきています。

そのため、相続税や贈与税（相続税の基礎控除、暦年課税、相続時精算課税制度など）、相続や贈与に関する各種手続（遺言、遺産分割、相続放棄、生前贈与および付随する登記手続等）、成年後見制度に対する関心が非常に高まっていることから、市民の悩みをワンストップで解決できる相談会を３団体が協力して開催することになりました。

本相談会は、平成26年度から（リーガルサポートとの共催は平成29年度から）開催しており、本年度で５回目の開催となります。昨年度までは、長野、松本、佐久の３会場のみの開催でしたが、本年度から上田、諏訪、伊那も加えた県内６会場での開催となります。昨年度は、３会場合計で56件の相談が寄せられました。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆　本リリースに関するお問合せ先　◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

長野県司法書士会広報担当理事　小林竜朗（TEL：0268-22-8110　FAX：0268-22-8420）

＜市町村担当者各位＞　　平成30年８月吉日

平成30年11月20日（火）

司法書士・税理士による
「相続・贈与・成年後見ﾜﾝｽﾄｯﾌﾟ無料相談会」を開催します

長野県司法書士会会長　室賀真喜男
関東信越税理士会長野県支部連合会　会長　風間孝三
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートながの支部
支部長　髙野哲浩

長野県司法書士会、関東信越税理士会長野県支部連合会及び公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートながの支部は、下記要領にて「相続・贈与・成年後見ワンストップ無料相談会」を開催します。

◆日　時：平成30年11月20日(火)　午後１時30分から午後４時30分（最終受付４時）
◆場　所：松本商工会館　３０１会議室
◆相談料：無料
◆予　約：不要（先着順にお受けします）
◆相談例：生前に土地を贈与したいが、税金が心配
相続税をどれくらい納めることになるか知りたい
子供達が家を相続したくないと言っている
遺言について知りたい
相続人の中に行方不明の人がいるが、遺産分割協議をする方法は？
認知症になったときに相談できる人がいないので心配
◆問合先：長野県司法書士会松本支部　支部長　太田知孝（TEL：0263-24-0080）
関東信越税理士会松本支部　事務局　（TEL：0263-40-4115）

平成27年１月１日の改正相続税法施行により、相続税の基礎控除額が大幅に引き下げられ、長野県内でも相続税納付対象者が増加しています。

また、近年、空き家、所有者不明の土地が増えて全国の自治体を悩ませていますが、この問題の多くが相続登記の未了に端を発しています。自分が亡くなった後の不動産をどのようにすべきかについて、これまで以上に考えていく必要があります。

さらに、少子高齢化や核家族化の進行により、これまで家族が担うのが当然という雰囲気であった老後や介護については、自分自身で何とかしなければならないと考える人が増えてきています。

そのため、相続税や贈与税（相続税の基礎控除、暦年課税、相続時精算課税制度など）、相続や贈与に関する各種手続（遺言、遺産分割、相続放棄、生前贈与および付随する登記手続等）、成年後見制度に対する関心が非常に高まっていることから、市民の悩みをワンストップで解決できる相談会を３団体が協力して開催することになりました。

本相談会は、平成26年度から（リーガルサポートとの共催は平成29年度から）開催しており、本年度で５回目の開催となります。昨年度までは、長野、松本、佐久の３会場のみの開催でしたが、本年度から上田、諏訪、伊那も加えた県内６会場での開催となります。昨年度は、３会場合計で56件の相談が寄せられました。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆　本リリースに関するお問合せ先　◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

長野県司法書士会広報担当理事　小林竜朗（TEL：0268-22-8110　FAX：0268-22-8420）

＜市町村担当者各位＞　　平成30年９月吉日

平成30年11月20日（火）

司法書士・税理士による
「相続・贈与・成年後見ﾜﾝｽﾄｯﾌﾟ無料相談会」を開催します

長野県司法書士会会長　室賀真喜男
関東信越税理士会長野県支部連合会　会長　風間孝三
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートながの支部
支部長　髙野哲浩

長野県司法書士会、関東信越税理士会長野県支部連合会及び公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートながの支部は、下記要領にて「相続・贈与・成年後見ワンストップ無料相談会」を開催します。

◆日　時：平成30年11月20日(火)　午後１時30分から午後４時30分（最終受付４時）
◆場　所：上田商工会議所会館
◆相談料：無料
◆予　約：不要（先着順にお受けします）
◆相談例：生前に土地を贈与したいが、税金が心配
相続税をどれくらい納めることになるか知りたい
子供達が家を相続したくないと言っている
遺言について知りたい
相続人の中に行方不明の人がいるが、遺産分割協議をする方法は？
認知症になったときに相談できる人がいないので心配
◆問合先：長野県司法書士会上田支部　支部長　宮入健介（TEL：0268-25-0381）
関東信越税理士会上田支部　事務局　（TEL：0268-22-8535）

平成27年１月１日の改正相続税法施行により、相続税の基礎控除額が大幅に引き下げられ、長野県内でも相続税納付対象者が増加しています。

また、近年、空き家、所有者不明の土地が増えて全国の自治体を悩ませていますが、この問題の多くが相続登記の未了に端を発しています。自分が亡くなった後の不動産をどのようにすべきかについて、これまで以上に考えていく必要があります。

さらに、少子高齢化や核家族化の進行により、これまで家族が担うのが当然という雰囲気であった老後や介護については、自分自身で何とかしなければならないと考える人が増えてきています。

そのため、相続税や贈与税（相続税の基礎控除、暦年課税、相続時精算課税制度など）、相続や贈与に関する各種手続（遺言、遺産分割、相続放棄、生前贈与および付随する登記手続等）、成年後見制度に対する関心が非常に高まっていることから、市民の悩みをワンストップで解決できる相談会を３団体が協力して開催することになりました。

本相談会は、平成26年度から（リーガルサポートとの共催は平成29年度から）開催しており、本年度で５回目の開催となります。昨年度までは、長野、松本、佐久の３会場のみの開催でしたが、本年度から上田、諏訪、伊那も加えた県内６会場での開催となります。昨年度は、３会場合計で56件の相談が寄せられました。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆　本リリースに関するお問合せ先　◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

長野県司法書士会広報担当理事　小林竜朗（TEL：0268-22-8110　FAX：0268-22-8420）

＜市町村担当者各位＞　　平成30年８月吉日

平成30年11月20日（火）

司法書士・税理士による
「相続・贈与・成年後見ﾜﾝｽﾄｯﾌﾟ無料相談会」を開催します

長野県司法書士会会長　室賀真喜男
関東信越税理士会長野県支部連合会　会長　風間孝三
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートながの支部
支部長　髙野哲浩

長野県司法書士会、関東信越税理士会長野県支部連合会及び公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートながの支部は、下記要領にて「相続・贈与・成年後見ワンストップ無料相談会」を開催します。

◆日　時：平成30年11月20日(火)　午後１時30分から午後４時30分（最終受付４時）
◆場　所：佐久市市民創錬センター　多目的室１・２・４・５
◆相談料：無料
◆予　約：不要（先着順にお受けします）
◆相談例：生前に土地を贈与したいが、税金が心配
相続税をどれくらい納めることになるか知りたい
子供達が家を相続したくないと言っている
遺言について知りたい
相続人の中に行方不明の人がいるが、遺産分割協議をする方法は？
認知症になったときに相談できる人がいないので心配
◆問合先：長野県司法書士会佐久支部　支部長　宮川　巧（TEL：0267-78-5637）
関東信越税理士会佐久支部　事務局　（TEL：0267-62-7208）

平成27年１月１日の改正相続税法施行により、相続税の基礎控除額が大幅に引き下げられ、長野県内でも相続税納付対象者が増加しています。

また、近年、空き家、所有者不明の土地が増えて全国の自治体を悩ませていますが、この問題の多くが相続登記の未了に端を発しています。自分が亡くなった後の不動産をどのようにすべきかについて、これまで以上に考えていく必要があります。

さらに、少子高齢化や核家族化の進行により、これまで家族が担うのが当然という雰囲気であった老後や介護については、自分自身で何とかしなければならないと考える人が増えてきています。

そのため、相続税や贈与税（相続税の基礎控除、暦年課税、相続時精算課税制度など）、相続や贈与に関する各種手続（遺言、遺産分割、相続放棄、生前贈与および付随する登記手続等）、成年後見制度に対する関心が非常に高まっていることから、市民の悩みをワンストップで解決できる相談会を３団体が協力して開催することになりました。

本相談会は、平成26年度から（リーガルサポートとの共催は平成29年度から）開催しており、本年度で５回目の開催となります。昨年度までは、長野、松本、佐久の３会場のみの開催でしたが、本年度から上田、諏訪、伊那も加えた県内６会場での開催となります。昨年度は、３会場合計で56件の相談が寄せられました。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆　本リリースに関するお問合せ先　◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

長野県司法書士会広報担当理事　小林竜朗（TEL：0268-22-8110　FAX：0268-22-8420）

＜市町村担当者各位＞　　平成30年８月吉日

平成30年11月20日（火）

司法書士・税理士による
「相続・贈与・成年後見ﾜﾝｽﾄｯﾌﾟ無料相談会」を開催します

長野県司法書士会会長　室賀真喜男
関東信越税理士会長野県支部連合会　会長　風間孝三
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートながの支部
支部長　髙野哲浩

長野県司法書士会、関東信越税理士会長野県支部連合会及び公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートながの支部は、下記要領にて「相続・贈与・成年後見ワンストップ無料相談会」を開催します。

◆日　時：平成30年11月20日(火)　午後１時30分から午後４時30分（最終受付４時）
◆場　所：下諏訪商工会　２階会議室
◆相談料：無料
◆予　約：不要（先着順にお受けします）
◆相談例：生前に土地を贈与したいが、税金が心配
相続税をどれくらい納めることになるか知りたい
子供達が家を相続したくないと言っている
遺言について知りたい
相続人の中に行方不明の人がいるが、遺産分割協議をする方法は？
認知症になったときに相談できる人がいないので心配
◆問合先：長野県司法書士会諏訪支部　支部長　森田政彦（TEL：0266-28-0011）
関東信越税理士会諏訪支部　事務局　（TEL：0266-28-6666）

平成27年１月１日の改正相続税法施行により、相続税の基礎控除額が大幅に引き下げられ、長野県内でも相続税納付対象者が増加しています。

また、近年、空き家、所有者不明の土地が増えて全国の自治体を悩ませていますが、この問題の多くが相続登記の未了に端を発しています。自分が亡くなった後の不動産をどのようにすべきかについて、これまで以上に考えていく必要があります。

さらに、少子高齢化や核家族化の進行により、これまで家族が担うのが当然という雰囲気であった老後や介護については、自分自身で何とかしなければならないと考える人が増えてきています。

そのため、相続税や贈与税（相続税の基礎控除、暦年課税、相続時精算課税制度など）、相続や贈与に関する各種手続（遺言、遺産分割、相続放棄、生前贈与および付随する登記手続等）、成年後見制度に対する関心が非常に高まっていることから、市民の悩みをワンストップで解決できる相談会を３団体が協力して開催することになりました。

本相談会は、平成26年度から（リーガルサポートとの共催は平成29年度から）開催しており、本年度で５回目の開催となります。昨年度までは、長野、松本、佐久の３会場のみの開催でしたが、本年度から上田、諏訪、伊那も加えた県内６会場での開催となります。昨年度は、３会場合計で56件の相談が寄せられました。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆　本リリースに関するお問合せ先　◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

長野県司法書士会広報担当理事　小林竜朗（TEL：0268-22-8110　FAX：0268-22-8420）

＜市町村担当者各位＞　　平成30年８月吉日

平成30年11月20日（火）

司法書士・税理士による
「相続・贈与・成年後見ﾜﾝｽﾄｯﾌﾟ無料相談会」を開催します

長野県司法書士会会長　室賀真喜男
関東信越税理士会長野県支部連合会　会長　風間孝三
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートながの支部
支部長　髙野哲浩

長野県司法書士会、関東信越税理士会長野県支部連合会及び公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートながの支部は、下記要領にて「相続・贈与・成年後見ワンストップ無料相談会」を開催します。

◆日　時：平成30年11月20日(火)　午後１時30分から午後４時30分（最終受付４時）
◆場　所：伊那公民館　第２研修室
◆相談料：無料
◆予　約：不要（先着順にお受けします）
◆相談例：生前に土地を贈与したいが、税金が心配
相続税をどれくらい納めることになるか知りたい
子供達が家を相続したくないと言っている
遺言について知りたい
相続人の中に行方不明の人がいるが、遺産分割協議をする方法は？
認知症になったときに相談できる人がいないので心配
◆問合先：長野県司法書士会伊那支部　支部長　戸田雅博（TEL：0265-76-2237）
関東信越税理士会伊那支部　事務局　（TEL：0265-74-8170）

平成27年１月１日の改正相続税法施行により、相続税の基礎控除額が大幅に引き下げられ、長野県内でも相続税納付対象者が増加しています。

また、近年、空き家、所有者不明の土地が増えて全国の自治体を悩ませていますが、この問題の多くが相続登記の未了に端を発しています。自分が亡くなった後の不動産をどのようにすべきかについて、これまで以上に考えていく必要があります。

さらに、少子高齢化や核家族化の進行により、これまで家族が担うのが当然という雰囲気であった老後や介護については、自分自身で何とかしなければならないと考える人が増えてきています。

そのため、相続税や贈与税（相続税の基礎控除、暦年課税、相続時精算課税制度など）、相続や贈与に関する各種手続（遺言、遺産分割、相続放棄、生前贈与および付随する登記手続等）、成年後見制度に対する関心が非常に高まっていることから、市民の悩みをワンストップで解決できる相談会を３団体が協力して開催することになりました。

本相談会は、平成26年度から（リーガルサポートとの共催は平成29年度から）開催しており、本年度で５回目の開催となります。昨年度までは、長野、松本、佐久の３会場のみの開催でしたが、本年度から上田、諏訪、伊那も加えた県内６会場での開催となります。昨年度は、３会場合計で56件の相談が寄せられました。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆　本リリースに関するお問合せ先　◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

長野県司法書士会広報担当理事　小林竜朗（TEL：0268-22-8110　FAX：0268-22-8420）